



**長野県告示第548号**

令和3年8月30日専決処分した令和3年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和3年10月18日

長野県知事 阿部 守一

令和3年度長野県一般会計補正予算(第6号)

歳入歳出予算補正		(単位:千円)		
(1) 歳入		補正前の額	補正額	計
款				
9	国庫支出金	176,565,109	11,255,117	187,820,226
	歳入合計	1,077,044,839	11,255,117	1,088,299,956
(2) 歳出		補正前の額	補正額	計
2	総務費	48,181,572	20,000	48,201,572
3	民生費	129,532,982	19,980	129,552,962
4	衛生費	48,528,976	1,218,677	49,747,653
8	商工費	198,849,503	9,996,460	208,845,963
	歳出合計	1,077,044,839	11,255,117	1,088,299,956

財政課

**長野県告示第549号**

令和3年9月15日専決処分した令和3年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和3年10月18日

長野県知事 阿部 守一

令和3年度長野県一般会計補正予算(第7号)

歳入歳出予算補正		(単位:千円)		
(1) 歳入		補正前の額	補正額	計
款				
9	国庫支出金	187,820,226	884,252	188,704,478
	歳入合計	1,088,299,956	884,252	1,089,184,208
(2) 歳出		補正前の額	補正額	計
8	商工費	208,845,963	884,252	209,730,215
	歳出合計	1,088,299,956	884,252	1,089,184,208

財政課

**長野県告示第550号**

令和3年10月8日成立した令和3年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和3年10月18日

長野県知事 阿部 守一

令和3年度長野県一般会計補正予算(第8号)

1 歳入歳出予算補正		(単位:千円)		
(1) 歳入		補正前の額	補正額	計
款				
5	地方交付税	206,983,000	1,017,137	208,000,137

7	分担金及び負担金	2,189,311	11,363	2,200,674
9	国庫支出金	188,704,478	22,288,232	210,992,710
12	繰入金	23,359,353	8,000	23,367,353
13	繰越金	446,018	1,964,880	2,410,898
15	県債	124,780,000	8,226,000	133,006,000
	歳入合計	1,089,184,208	33,515,612	1,122,699,820

## (2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計	
2 総務費	48,201,572	97,890	48,299,462	
3 民生費	129,552,962	2,172,392	131,725,354	
4 衛生費	49,747,653	13,135,594	62,883,247	
6 環境費	5,778,173	1,193	5,779,366	
7 農林水産業費	43,303,164	416,144	43,719,308	
8 商工費	209,730,215	912,789	210,643,004	
9 土木費	112,060,576	6,537,043	118,597,619	
10 警察費	45,679,019	20,896	45,699,915	
11 教育費	195,163,661	26,568	195,190,229	
12 災害復旧費	19,473,736	10,195,103	29,668,839	
	歳出合計	1,089,184,208	33,515,612	1,122,699,820
2 繰越明許費				
県営中山間総合整備事業費ほか25件	金額	20,733,780千円		
3 債務負担行為補正				
広報事業ほか8件	限度額	3,186,462千円		
4 地方債補正				
農業農村整備事業費ほか5件	限度額	8,226,000千円		

財政課

## 長野県告示第551号

令和3年10月8日成立した令和3年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和3年10月18日

長野県知事 阿部 守一

令和3年度長野県一般会計補正予算(第9号)

## 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

## (1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税	208,000,137	111,371	208,111,508
歳入合計	1,122,699,820	111,371	1,122,811,191

## (2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	48,299,462	111,371	48,410,833
歳出合計	1,122,699,820	111,371	1,122,811,191

財政課

## 長野県告示第552号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和3年10月18日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 訪問介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
A I C株式会社	アイケア訪問介護事業所	長野県松本市岡田町102番地2	令和3年10月16日

介護支援課

**長野県告示第553号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年10月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上伊那郡中川村（国有林。次の図に示す部分に限る。）中川村（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
中川村（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐は、択伐による。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県教育委員会告示第4号**

文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項の規定により、次のとおり長野県宝に指定します。

令和3年10月18日

長野県教育委員会

長野県宝に指定する文化財

名 称	員 数	所 在 地	所有者の名称
東一本柳古墳出土品	264点	佐久市中込2913番地 佐久市教育委員会事務局 文化振興課文化財事務所	佐久市

文化財・生涯学習課